理解度確認テスト
（問題用紙）

注意事項

・テストを解答するときに、「市民後見人養成テキスト」「レジュメ集１・２・3」「本講座で配布された資料」「自分で作成したノート等の資料」を参照することができます。（それ以外の資料を参照することはできません。）
・問題用紙は、テストが開始されるまでページを開かないようにしてください（問題文を見ないようにしてください）。
・解答は、問題用紙ではなく解答用紙に記入してください。テスト終了後、解答用紙のみを回収いたします（問題用紙はお持ち帰りください）。
・テストの解答時間は 60 分です。
・解答方式は次の 2 つからなっています。
(1) 2 択方式（〇×方式）
問題文の内容が正しければ〇を、間違っていれば×を解答用紙に記入してください。
(2) 5 択方式（5 つの選択肢の中から 1 つを選択）
1～5 の選択肢の中から、正解の選択肢を 1 つ選んで、その番号を解答用紙に記入してください。
・各問の配点は解答用紙に記載しています（合計 100 点です）。
・テストの内容は、2 月 3 日・4 日の講義を受講していなくても、解答可能な内容となっています。
・不正行為は決して行わないでください。（不正が認定された場合、本テストの得点は 0 点となります。）

■ 本テストにおいて、次の用語を用います。
・後見人＝ 成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人 の総称
・成年後見人等＝ 成年後見人、保佐人、補助人 の総称
・成年被後見人等＝ 成年被後見人、被保佐人、被補助人 の総称
・本人＝ 成年被後見人、被保佐人、被補助人（あるいは、それらになり得べき者）、および任意後見契約の委任者 の総称
・監督人＝ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人 の総称
・成年後見監督人等＝ 成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人 の総称
・後見開始の審判等＝ 後見開始の審判、保佐開始の審判、補助開始の審判 の総称

問1

最高裁判所（「成年後見関係事件の概況（2022 年）」）によると、2022 年における成年後見制度（成年後見、保佐、補助、任意後見）の利用者の総数は、およそ［　　］である。

空欄に最もよく当てはまる選択肢の番号を選択せよ。【2 点】

(1) 5万人
(2) 15万人
(3) 25万人
(4) 35万人
(5) 45万人

問2

一般に、後見人が後見活動を行う際に依拠すべきとされている 3 つの基本理念は、「自己決定の尊重」「善管注意義務」「ノーマライゼーション」といわれている。〇か×か？【2 点】

問3

補助開始の審判の申立てがなされたとき、法律上、家庭裁判所は、本人が精神上の障害により事理を弁識する能力［　　］者について、補助開始の審判を行うことができる。

空欄に当てはまる語句として、最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【2点】

(1) を喪失している
(2) を欠く常況である
(3) が著しく不十分である
(4) が不十分である
(5) が不安定である

問4

次のうち、法律上の申立権者として、家庭裁判所に対して後見開始の審判の申立てを行うことができない者はどれか。最も適当な選択肢の番号を 1 つ選択せよ。【3 点】

(1) 本人
(2) （本人の）いとこ
(3) （本人の）成年後見監督人
(4) （本人の）任意後見受任者
(5) （本人の住所地の）市区町村長

問5

保佐開始の審判は、本人以外の申立権者が申し立てる場合、本人の同意を得る［①　　］。そして、本人以外の申立権者が、保佐人に代理権を付与する審判の申立てをする場合、本人の同意を得る［②　　］。また、保佐人に同意権を付与する審判の申立てをする場合、民法第13条第1項で規定された同意権の範囲外で、付与の請求をする［③　　］。

①、②、③の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

(1) ①必要がある、 ②必要はない、 ③必要がある
(2) ①必要がある、 ②必要がある、 ③必要はない
(3) ①必要はない、 ②必要がある、 ③必要はない
(4) ①必要はない、 ②必要はない、 ③必要はない
(5) ①必要はない、 ②必要がある、 ③必要がある

問6

次のうち、法律上の欠格事由に一切該当せず、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）になることができる者はどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

(1) 家庭裁判所によって成年後見人等を解任されたことがある人
(2) 未成年者
(3) 本人に対して訴訟をした人の子
(4) 破産をして復権した人
(5) 行方不明者

問7

次のうち、後見開始の審判等の申立てに関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

(1) 後見開始の審判等の申立ては、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行わなければならない。
(2) 後見または保佐開始の審判の申立てがなされたとき、家庭裁判所は、法律上、原則として、本人の精神鑑定をしなければ、後見または保佐開始の審判をすることはできない。
(3) 後見開始の審判等の申立てをしたとき、審判がなされる前であれば、申立人は、本人の同意を得たうえで、その申立てを取り下げることができる。
(4) 後見開始の審判等において、申立人から成年後見人等候補者の希望が出されている場合、家庭裁判所は、特段の事情がない限り、当該候補者を成年後見人等に選任しなければならない。
(5) 成年後見人等の選任の審判に対して不服がある場合、申立人は、審判の告知がなされた日から2週間以内であれば、当該審判に対して即時抗告を行うことができる。

問8

法律上、後見人（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）は、本人の生活、［①　　］および財産の管理に関する事務を行うに当たっては、本人の［②　　］し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しなければならない。

①、②の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

(1) ①身上保護、 ②残存能力を活用
(2) ①身上保護、 ②意思を尊重
(3) ①身上監護、 ②意思を尊重
(4) ①療養看護、 ②意思を尊重
(5) ①療養看護、 ②残存能力を活用

問9

次のうち、制限行為能力者でない者はどれか。最も適当な選択肢の番号を１つ選択せよ。【3点】

(1) 未成年者
(2) 成年被後見人
(3) 被保佐人
(4) 補助人に同意権を付与する審判がなされた被補助人
(5) 任意後見監督人選任の審判がなされた任意後見契約の委任者

問10

次のうち、本人の法律行為について、成年後見人等が（確定的に有効な行為として）代理権を行使できるとされている行為はどれか。最も適当な選択肢の番号を１つ選択せよ。【3 点】

(1) 自己契約
(2) 医療同意
(3) 養子縁組
(4) 遺言
(5) 相続放棄

問11

成年後見人は、原則として就任した日から1ヵ月以内に、本人の財産目録を作成しなければならず、さらに就任したときに本人の収支予定表も作成しなければならない。また、財産目録を作成するまでは、急迫の必要がある行為のみを行うことができる。○か×か【2点】

問12

次のうち、「重要な法律行為」（民法 13 条第 1 項所定の行為）に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を 1 つ選択せよ。【6 点】

(1) 保佐開始の審判がなされることによって、保佐人には本人の重要な法律行為に関する代理権・同意権・取消権・追認権が付与される。

(2) 被保佐人が自己の不動産に抵当権を設定することは、重要な法律行為に該当しない。

(3) 補助人に同意権を付与する審判を申し立てたとき、当該審判がなされることによって補助人に付与される同意権は民法第13条第1項の範囲内に限定される。

(4) 補助人が、被補助人に代理して重要な法律行為を行う場合、補助監督人がいるときは、その同意を得なければならない。

(5) 成年被後見人が重要な法律行為をする際に、成年後見人が成年被後見人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、成年被後見人の申立てにより、成年後見人の同意に代わる許可を与えることができる。

問13

成年後見人等が利益相反に当たる代理行為を行う必要が生じた場合、成年後見監督人等が選任されているときは当該成年後見監督人等が代理行為を行うが、成年後見監督人等が選任されていないときは家庭裁判所が当該代理行為を行う。〇か×か？【2 点】

問14

次のうち、本人（成年被後見人）が行った法律行為を取り消す場合の説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を選択せよ。【5 点】

(1) 成年被後見人が単独で行った法律行為について、成年被後見人は当該行為をみずから取り消すことはできない。

(2) 成年被後見人が単独で行った法律行為について、本人が追認をした場合、成年後見人は当該行為を取り消すことができない。

(3) 成年被後見人が単独で行った法律行為について、原則として成年後見監督人は当該行為を取り消すことはできない。

(4) 成年後見人は、後見開始の審判がなされる前に本人が行った法律行為を取り消すことができる。

(5) 成年被後見人が成年後見人の同意を得たうえで法律行為を行った場合、成年後見人は当該行為を取り消すことができない。

問15

次のうち、被補助人について補助が終了する事由（または、補助開始の審判の取消しの審判がなされる事由）にならないものはどれか。最も適当な選択肢の番号を１つ選択せよ。【3 点】

(1) 本人の判断能力が回復すること
(2) 本人が死亡すること
(3) 補助人が欠格事由に該当すること
(4) 本人について、後見開始の審判がなされること
(5) 本人について、任意後見監督人選任の審判がなされること

問16

任意後見契約は、契約の様式は原則として自由であるが、公正証書以外の証書で作成する場合は公証人の認証が必要になる。○か×か？【2点】

問17

任意後見監督人選任の審判の申立てがなされたとき、家庭裁判所が当該審判をすることができないのは、次のうちのどの場合か。最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

(1) 任意後見受任者が成年後見人等の欠格事由に一切該当していない場合
(2) 任意後見受任者に不正な行為や著しい不行跡が一切ない場合
(3) 本人以外の申立権者が当該審判を申し立てるときに、当該審判に対する本人の同意を（本人が意思表示できないという理由で）得ていない場合
(4) 任意後見契約の締結後に、任意後見受任者が被補助人になっていて、補助を継続することが任意後見受任者の利益のために特に必要である場合
(5) 任意後見契約の締結後に、本人が被補助人になっていて、補助を継続することが本人の利益のために特に必要である場合

問18

任意後見人は、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約をいつでも解除することができる。○か×か？【2 点】

問19

次のうち、成年後見制度における法定後見と任意後見の比較に関する説明として正しいものはどれか。最も適当な選択肢の番号を１つ選択せよ。【6 点】

(1) 法定後見および任意後見はいずれも、家庭裁判所が後見人および監督人の人選を行う。

(2) 法定後見および任意後見はいずれも、家庭裁判所に必要と認められた場合は監督人が選任されるが、不要と認められた場合は監督人は選任されない。

(3) 法定後見では本人の死後事務を行うことが成年後見人等の法的義務となっているが、任意後見では死後事務委任契約を締結しているときのみ死後事務を行うことが法的義務となる。

(4) 法定後見では権限付与の審判によって保佐人や補助人に取消権や追認権を付与することができるが、任意後見では権限付与の審判によって任意後見人に取消権や追認権を付与することはできない。

(5) 法定後見および任意後見はいずれも、後見等が開始されると、欠格条項により本人は様々な資格や地位に就くことができなくなる。

問20

相続において、相続人が相続財産の単純承認または相続放棄をする場合、熟慮期間内に、家庭裁判所にその旨の申述（単純承認または相続放棄の申述）をしなければならない。〇か×か？【2 点】

問21

信託とは、委託者が信託契約等によって受益者に自己の財産を移転し、受益者は委託者が設定した信託目的に従って、その財産（信託財産）の管理・処分等をする制度である。〇か×か？【2 点】

問22

「成年後見制度利用支援事業」とは、社会福祉協議会が、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人（ただし契約締結能力をなお有する人）が、地域において自立した生活が送れるように、利用者との契約に基づき、福祉サービスや苦情解決制度の利用援助、日常的金銭管理、定期的訪問などの支援を行うものをいう。〇か×か？【2 点】

問23

「住宅セーフティネット制度」とは、民間賃貸住宅を、住宅確保要配慮者（要配慮者）の入居を拒まない住宅として登録したうえで、その登録住宅を要配慮者に提供する制度のことを言う。本制度では、登録住宅の改修費に対する補助、登録住宅への入居者に対する経済的支援、要配慮者に対する居住支援などが行われる。○か×か？【2 点】

問24

次のうち、認知症に関する説明として正しいものはどれか。最も適当と考えられる選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

(1) 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業）によると、2020年の認知症患者の推定人数は、およそ300万人とされている。

(2) 認知症の症状の1つである見当識障害とは、時間、場所、人物などに関する基本的な状況を把握することが難しくなる症状のことを言う。

(3) 脳血管性認知症は、大脳皮質全体にアミロイドβタンパクが蓄積され、神経細胞ネットワークが崩壊していくことにより生じるものであり、記憶障害や見当識障害、不安・うつ・妄想などといった症状があらわれる。

(4) 軽度認知障害（MCI）は、認知症の一種であり、一人暮らしが困難なほど認知機能が低下した状態のことを言う。

(5) 認知症の症状は中核症状と周辺症状に大きく分けることができるが、そのうち中核症状の例としては、不安、抑うつ、徘徊、不眠、妄想などが挙げられる。

問25

精神障がい者の法律上の定義としては、精神保健福祉法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。○か×か？【2点】

問26

「障害者虐待防止法」では、養護者による虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、速やかに［①　　］に通報することが義務づけられている。また、同法では、障がい者虐待の類型として、身体的虐待、放棄・放置、心理的虐待、性的虐待、［②　　］の5つが規定されている。

①、②の空欄に当てはまる語句の組み合わせとして、最も適当な選択肢の番号を1つ選択せよ。【3点】

(1) ①警察、　　②社会的虐待
(2) ①警察、　　②経済的虐待
(3) ①都道府県、②経済的虐待
(4) ①市町村、　②経済的虐待
(5) ①市町村、　②社会的虐待

問27

「地域包括ケアシステム」とは、地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に確保される体制のことを指し、2025年を目途に、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、その構築に取り組むこととされている。○か×か？【2点】

問28

「地域共生社会」とは、厚生労働省によると、「制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を尊重しつつ、地域住民のうち献身的な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野ごとに階層的につながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を自治体主導で創っていく社会」のことをいう。○か×か？【2点】

問29

次のうち、日本の公的年金制度に関する説明として正しいものはどれか。最も適当と考えられる選択肢の番号を1つ選択せよ。【6点】

(1) 原則として、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金（国民年金）に加入しなければならない。

(2) 国民年金の被保険者は、第１号被保険者（会社員や公務員等）、第2号被保険者（第3号被保険者の被扶養配偶者）、第3号被保険者（自営業者等）によって構成されている。

(3) 老齢基礎年金は、受給資格期間（保険料納付済期間と免除期間などを合算した期間）が25年以上ある場合に、70歳から年金を受給することができる。

(4) 老齢基礎年金は法律で定められた定額の年金が支給され、他方、老齢厚生年金は保険料納付期間に応じた金額の年金が支給される。

(5) 日本の公的年金の財政方式の基本は、積立方式（将来の年金給付に必要な費用を保険料の形で各個人が積み立てていき、老後に自分がそれまで積み立てたお金を年金として受け取る仕組み）となっている。

問30

次のうち、日本の公的介護保険制度に関する説明として正しいものはどれか。最も適当と考えられる選択肢の番号を1つ選択せよ。【5点】

(1) 公的介護保険の被保険者は、日本に住所を有する20歳以上60歳未満の人である。

(2) 介護保険給付の費用（利用者の自己負担分以外の費用）は、基本的に保険料80%、公費20%でまかなわれている。

(3) 介護保険サービスを利用するためには、保険者である都道府県から要介護認定（または要支援認定）を受ける必要がある。

(4) 介護保険サービスの利用については、要支援・要介護度に応じた7段階の区分支給限度基準額（1ヵ月の利用限度額）が設定されている。

(5) 介護保険サービスの利用者は、原則として介護保険サービスの利用料の3 割を自己負担として支払う。

以上